

小児救急医療支援事業費補助金交付要綱

| | |
|-------------------|-------------------|
| 12医国B第 197 号 | 平成 13 年1月 31 日 |
| 一部改正13医国第 25101 号 | 平成 13 年 12 月 17 日 |
| 一部改正15医国第 18169 号 | 平成 15 年 12 月1日 |
| 一部改正16医国第 30165 号 | 平成 16 年 11 月 12 日 |
| 一部改正17医国第 28459 号 | 平成 17 年8月 11 日 |
| 一部改正18医国第 48107 号 | 平成 19 年1月 17 日 |
| 一部改正19医国第 36629 号 | 平成 19 年 11 月 16 日 |
| 一部改正20医国第 30461 号 | 平成 20 年9月 29 日 |
| 一部改正21医国第 24837 号 | 平成 21 年8月 10 日 |
| 一部改正22医国第 18667 号 | 平成 22 年7月 12 日 |
| 一部改正26医国第 64106 号 | 平成 26 年 12 月 19 日 |
| 一部改正27医国第 68540 号 | 平成 28 年1月6日 |
| 一部改正28医国第 47777 号 | 平成 28 年8月 10 日 |
| 一部改正29医国第 33068 号 | 平成 29 年8月 25 日 |
| 一部改正30医国第 38362 号 | 平成 30 年9月 14 日 |
| 一部改正 3医国第 41003 号 | 令和3年9月 27 日 |

小児救急医療支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 小児救急医療支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱、平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、平成29年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、及び香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、小児科医の確保において病院群輪番制病院を支援する病院の開設者が行う小児救急医療支援事業に対し補助金を交付することにより、地域住民の小児の救急医療の充実を図ることを目的とする。

(事業計画)

第3条 事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙様式第1により作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 県が行う小児救急医療支援事業
- (2) (1)以外の病院の開設者が行う小児救急医療支援事業に対して市町(一部事務組合を含む。以下同じ。)が補助する事業

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 県が行う事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額を交付基礎額とする。

(2) 病院の開設者が行う事業に対し市町が補助する事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と市町が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付基礎額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--|---|
| <p>1 地区当たり次により算出された額の合算額 (常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 26,310円×診療日数</p> <p>(2) 休日C 13,150円×診療日数</p> <p>(3) 夜間加算 (労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第37条第1項及び第3項に定める割増賃金 (時間外 (125/100以上) 及び深夜 (150/100、160/100又は125/100以上) を手当している場合に限る。) 19,782円×診療日数</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制 (オンコール体制) を執っている場合 13,570円×診療日数</p> | <p>小児救急医療支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)</p> <p>報償費 (医師雇上謝金)</p> |

(注) 1. 診療日の算定については、原則として診療時間が次の表に定める区分ごとにそれぞれ1日とする。

2. 診療日数は、地区における事業日数とする。

| 区 分 | 対象時間及び最低診療時間 |
|---------------------|---|
| 休 日 休日 A 休日 B | 午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの。 |
| 休日 C | 午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの。 |
| 夜 間 | 午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの。 |

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日を休日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が共同利用型病院及び小児救急医療支援事業実施地区における病院の閉院状況を考慮し、当該事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として算定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。

(交付の条件)

第 6 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 県が行う事業

- ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- エ 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 2 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

カ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

キ 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ク アからキまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 病院の開設者が行う事業に対し市町が補助する事業

ア (1)のア、イ、ウ、エ及びオに掲げる条件

イ 市町は、県から概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく病院の開設者に交付しなければならない。

ウ 市町は、補助金を病院の開設者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするには、市町長の承認を受けなければならない。

(イ) (1)イからエ及びキに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)イからエ中「知事」とあるのは「市町長」（一部事務組合長を含む。以下同じ。）と読み替えるものとする。

(ウ) 病院の開設者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

病院の開設者が市町である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第6により速やかに市町長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、

当該仕入控除税額を市町に返還しなければならない。

(オ) (ア) から (エ) までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。

エ ウにより付した条件に基づき市町長が承認をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町に納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第3による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、指定する日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7条に定める申請手続に従い、毎年度1月10日までに行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付を請求しようとするときは、別紙様式第4による請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第5による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第6条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の

成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により、第5条、第7条、第9条及び第12条に定める算定方法手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成28年8月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年8月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年9月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。